

第 31 回食品表示部会 議事概要

日時：2014 年 9 月 24 日（水）10:00～13:00

議題：食品表示基準の制定に係る審議について（消食表第 229 号諮問書）

★議論の進め方について

食品表示基準案についてはパブリックコメント前に、消費者委員会食品表示部会の下部組織である栄養表示、生鮮食品・業務用食品の表示、加工食品の表示の 3 調査会で当時消費者庁から示された案に対して議論を行い、6 月末に意見取りまとめを行っている。

今回の議論にあたっては、6 月末のとりまとめ意見と今回諮問を受けた基準案の間で差がある部分や Q&A 等での運用に関する意見を出している部分に絞って議論を行う（資料 3 に沿って議事を行う）ことで合意された。また、資料 3 の項目ごとの議論後、部会を欠席した委員も含め全委員が諮問された基準案の該当部分に賛成できるか賛成できないかを確認し、最終的にまとめる答申案の方向を決める参考とすることで合意された。

※9 月 2 4 日出席者は 1 4 名（部会長含む）。生鮮食品と加工食品の整理に関する項目は 2 名少なくなり 1 2 名。1 0 月 2 日現在、欠席の委員および留保の委員に対する意見確認は未実施。

なお、議論対象の項目数が 1 1 あるため、第 3 1 回食品表示部会では資料 3 の栄養表示、生鮮食品・業務用食品の表示の 2 調査会の項目を議論した。残りの事項は 1 0 月 3 日の食品表示部会で議論される予定。

★議事概要

冒頭に消費者庁よりパブリックコメント後の食品表示基準(案)(資料 1、資料 2)の変更点について説明があり、また、消費者委員会事務局より食品表示部会及び各調査会でのとりまとめ事項とそれに対応する食品表示基準(案)の内容(資料 3)について説明を行った。その後とりまとめ事項ごとに審議が行われた。

○栄養表示の対象成分について（義務表示、任意表示、推奨表示に関する項目）

栄養表示に関する調査会において、栄養表示の対象成分は義務表示と任意表示に分けられ、任意表示に推奨表示が含まれると取りまとめられ、食品表示基準(案)では義務表示、任意表示、推奨表示がそれぞれ個別の条文で規定されたが、消費者庁より、基準上は義務表示でないものは全て任意表示と位置づけられる旨、説明があった。委員からは任意表示と

推奨表示を区別することで事業者や消費者から推奨が義務であるかのような誤解が生じる可能性があるとの意見が出された。最後に部会長より各委員の意見確認が行われ、意見留保とする委員はなく、賛成できないとする委員が1名となった。

○栄養表示の対象成分について（ナトリウムの表示に関する項目）

栄養表示に関する調査会において、ナトリウムを表示する際は「食塩相当量」もしくは「食塩相当量(ナトリウム)」で表示する旨が取りまとめられ、消費者庁より、パブコメの意見を踏まえ、「食塩相当量」もしくは「ナトリウム（食塩相当量）」で表示する方法が提示された。

委員から、食塩相当量を義務表示とするのだから、「食塩相当量（ナトリウム）」の表示を原則とし、「ナトリウム（食塩相当量）」という表示は食塩を含まない商品に限って認めるなどの制限があるべきでないかとの意見が出され、消費者庁からは、「ナトリウム（食塩相当量）」の表示と「食塩相当量（ナトリウム）」の表示は混在させず、食塩を添加していないものにのみ今回の規定を設けるものではないとの説明がなされた。また、任意でナトリウムを表示したい場合はナトリウムと食塩相当量をセットで記述するのが原則との消費者庁の説明に対し、委員から、現行の包材を有効活用できることが今回の変更理由であることに触れて、食塩相当量が欄外の一歩下にならなければならないものも多く（セット表示になっていない）、ナトリウムを表示するなら枠内で食塩相当量と必ずセットになっている必要があり、運用でも（運用は今回の議論の対象外だが）その点は担保されるべきとの意見が出された。消費者庁からは、基準案の別記様式3にあるとおり、ナトリウムと食塩相当量の記載は近接させるものであり、枠を表示する場合にはどちらも枠内で記載することが原則である旨が説明された。今回の部会では、運用に関する消費者庁の説明は今後検討とされた。

最後に部会長より各委員の意見確認が行われ、留保とする委員は4名、賛成できないとする委員が7名となった。

○栄養表示の対象食品及び対象事業者について

（省略可能対象となる事業者の規定に関する項目）

栄養表示に関する調査会において、栄養表示免除対象事業者は消費税法により規定される小規模事業者とすると取りまとめられたが、消費者庁より、パブリックコメントを踏まえ、出荷額換算で市場に流通する9割の加工食品が表示対象となる等の理由から、当分の間、消費税法に規定される小規模事業者に加え中小企業基本法で規定する小規模企業も栄養成分表示を省略可能とするという基準案の説明があった。委員からは消費者庁案の根拠となるデータの提示や「当分の間」がどれくらいの期間なのか示して欲しい旨、意見が出され、消費者庁からは、「当分の間」は、5年後に仮に表示ができない事業者が直ちに表示違反になってしまうことを懸念し、政策的判断をした旨、また、一定期間経過後のフォローアップなどで表示の実施状況などを確認しながら見直しを進める等の回答があった。最後に部会長より各委員の意見確認が行われ、留保とする委員は6名、賛成できないとす

る委員はなかった。

○栄養強調表示等について

(低減された旨の表示に関する項目)

栄養表示に関する調査会において、低減された旨の表示において現行の特例は廃止し、コーデックスガイドラインに準じると取りまとめられたが、消費者庁より、パブリックコメントを踏まえ、当該食品の保存性及び品質を保つことが著しく困難な食品に対して特例を認める旨、説明があった。委員からは、特例があると優良誤認につながらないか、特例を認める客観的な判断基準が必要ではないか、等の意見が出された。消費者庁からは、パブコメ意見を踏まえ、技術的に対応できない食品があるのであれば、例外規定の設定が必要である旨説明があった。最後に部会長より各委員の意見確認が行われ、留保とする委員はなく、賛成できないとする委員は6名となった。

○「生鮮食品」と「加工食品」の整理について（製造、加工、調整、選別の定義について）

生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会において、具体的にどのような行為が「製造」、「加工」、「調整」、「選別」のいずれに該当するかを Q&A 等で示す必要がある旨、取りまとめられ、第 31 回食品表示部会においても再確認されたところ、消費者庁より Q&A 等の準備作業が進められている旨、説明があった。最後に部会長より各委員の意見確認が行われ、留保とする委員は1名、賛成できないとする委員はなかった。

○「生鮮食品」と「加工食品」の整理について（異種混合の食品に関する項目）

生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会において、異種混合の食品について生鮮食品とするか、加工食品とするか摂取の際の安全性や商品実態、消費者が選択する際の意識などを調査した上で再検討が必要であると取りまとめられ、消費者庁より、それを受けて食品表示基準案では現行通りとしている旨、今後の調査が必要であると考えている旨、説明があった。最後に部会長より各委員の意見確認が行われ、留保とする委員はなく、賛成できないとする委員もなかった。

今回（第 31 回）の部会では栄養表示に関する調査会および生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会で取りまとめられた事項について議論され、加工食品の表示に関する調査会で取りまとめられた事項については第 32 回食品表示部会(10/3) で引き続き審議されることとなった。

以 上